

年に一度

固定資産課税台帳が縦覧できます

税務課では、平成元年度の固定資産税の課税基礎となる固定資産課税台帳の縦覧を行います。

自分の財産をこの機会に確かめてみてはいかがですか。税額は評価した価格をもとに課税標準額を決定し、税率一・四パーセントをかけて算出します。この価格等について

縦覧日程

三月一日～三月二十日  
平日 午前八時三十分～午後五時

土曜日 午前八時三十分～正午

にせ税理士に

ご注意

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は税理士法によって税理士の資格のない人はできないことになっていきます。

資格のない人が税務書類の作成などの税理士業務を行うこと

とがありますが、このような「にせ税理士」は法律に違反するばかりでなく、納税者の皆さんに迷惑をかけることになりません。税務書類作成の依頼は、正規の「税理士」にお願いしましょう。

税理士についてのお問合わせは銚子税務署又は、税理士会にどうぞ。

※ 事業主のみなさんは、それぞれ該当する産業の最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。詳しいことは、労働基準局賃金課 (☎0472-51-6880) にお問い合わせください。

二月は相続登記  
促進月間

二月は相続登記の促進月間です。相続登記手続きを早めにししましょう。相続登記が遅れると付属書類などが多く必要となり、相続人がふえたり変動がありますと登記手続きが複雑に難しくなります。

県内の司法書士事務所では促進月間中、相続関係の無料相談を行っていますので、最寄りの事務所をご利用ください。お問い合わせは、千葉司法書士会八日市場支部

☎ 0505 (郡司事務所) へ

第2・第4土曜日は  
イ休ませていただきます



今年から、原則として国の行政機関は、各月の第2・第4土曜日が休みにになりました

銚子税務署から

法務局から

申告書等の提出は

税務署には、時間外收受ポストを設置しております。休みの日の申告書等の提出にご利用ください。

申告書等の提出は、郵送でも差し支えありません。

閉庁の前後にあたる金曜日、月曜日の登記、供託等の窓口は混雑が予想されます。特に金曜日の午後は、最も混雑するものと予想されますので、なるべくこの時間帯を避けて窓口をご利用くださいますようお願いいたします。

最低賃金改正 (決定)

平成元年2月1日現在

| 産 業 名               | 最低賃金額 |     | 効力発生日    |
|---------------------|-------|-----|----------|
|                     | 日 額   | 時間額 |          |
| 卸 売 業               | 4,341 | 543 | 元. 1. 27 |
| 小 売 業               | 4,132 | 517 | 元. 1. 27 |
| 出版・印刷・同関連産業         | 4,259 | 533 | 64. 1. 1 |
| 窯業・土石製品製造業          | 4,343 | 543 | 63.12.19 |
| 塗 料 製 造 業           | 4,897 | 613 | 元. 1. 10 |
| 食料品・飲料・飼料製造業        | 4,275 | 535 | 63.11.28 |
| 木材・木製品・家具・装備品製造業    | 4,361 | 546 | 63.12. 7 |
| 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業 | 4,415 | 552 | 元. 1. 27 |
| 織 維 産 業             | 4,050 | 507 | 64. 1. 1 |
| 電気機械器具製造業           | 4,345 | 544 | 元. 1. 27 |
| 精密機械器具製造業           | 4,282 | 536 | 元. 1. 27 |
| 千葉県最低賃金             | 3,863 | 483 | 63.10. 1 |